

速度取締指針

伊達警察署の速度取締りの重点（5月～10月）

路線	時間帯	地域	規制速度
国道37号線	午前6時から午後8時	市街地及び郊外	指定速度(50Km/h)
国道453号線	午前8時から午後4時	郊外	法定速度(60Km/h)

重点以外の路線や時間帯であっても、必要に応じて取締りを実施します。

伊達警察署管内の交通事故実態等

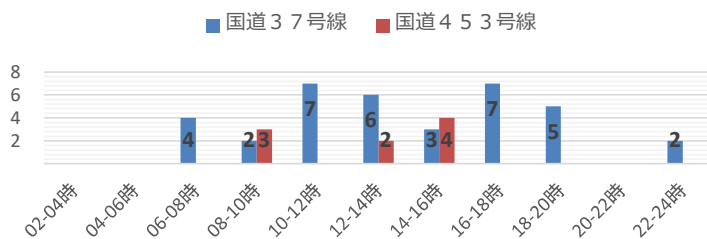
路線別人身事故発生状況（過去5年 5月～10月）



● 過去5年の5月から10月までの人身事故発生状況をみると国道37号での発生が多いです。

● 国道453号で発生した交通事故は、負傷程度が重傷の割合が高く、速度超過が要因となった可能性が高いです。

時間帯別人身事故発生状況（過去5年 5月～10月）



● いずれの路線も日中活動時間帯での発生が多く、国道37号は薄暮時間帯の発生も多いです。

● 国道37号での交通事故は追突事故が全体の約5割以上を占め、次に車と歩行者の事故が多いです。
国道453号は、正面衝突や右折直進事故が多く、重大な交通事故の発生が懸念されます。

～伊達警察署管内における令和8年の人身事故発生状況～

- 発生件数は8件であり、負傷者は8人で死者はおりません。（4月30日現在）
- 事故類型は追突事故が最も多く、次いで車と歩行者との事故が多いです。

その他の交通指導取締りの要点

交差点における一時不停止及び歩行者妨害等違反、携帯電話使用等違反の交通取締りを強化します。

令和7年11月から令和8年4月までの速度取締りの重点と取組状況

路線	時間帯	地域	規制速度	人身事故件数	件数増減
国道37号線	午前6時～午後8時	市街地及び郊外	指定速度(50km/h)	3	-2
国道453号線	午前8時～午後4時	郊外	法定速度(60km/h)	1	+1

※ 件数増減については前年同期比